

項番	想定されるパターン	システム対応	備考
1	令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」で輸入申告事項登録(IDA)を行い令和元年10月1日以降に輸入申告(開庁時申告を含む)(IDC)等を行った場合はどうなりますか。	エラーとなります。当該申告については再度輸入申告事項登録(IDA)を行い「F3」又は「F4」への変更後に、輸入申告(IDC)を行って下さい。なお、当該輸入申告番号を入力申告事項呼出し(IDB)から呼び出したうえで事項登録の訂正を行うことも可能です。	関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。
2	令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」で予備申告(IDC)等を行い、令和元年10月1日以降に本申告(IDC)等に切り替えた場合はどうなりますか。	エラーとなります。本申告切り替え前に税関に連絡のうえ、輸入申告変更事項登録(IDA01)を行い「F3」又は「F4」への変更後に、本申告(IDC)を行って下さい。	関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。
3	蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)を令和元年9月30日以前に行い、その日のうちに納税まで行うことができず日にちをまたいでしまった場合はどうなりますか。	システム処理が完了しません(許可を受けることができません。)。令和元年9月30日中に輸入許可とならなかった場合には、税関に連絡のうえ、令和元年10月1日以降に輸入申告変更事項登録(IDA01)業務及び輸入申告変更(IDE)業務を行ってください。なお、蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)において、申告後、許可までに法令改正があった場合の適用法令は、「輸入許可の日」の法令となっており、上記のようなケースでは、内国消費税等種別コードは「F3」又は「F4」が適用されますのでご注意ください。	関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。
4	令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」を使用してBP申請(IDC)を行い、令和元年10月1日以降にIBP(IDE)を行った場合はどうなりますか。 また、令和元年9月30日以前に輸入(引取)申告(IDC)を行い、令和元年10月1日以降に輸入(特例)申告(IDE)を行った場合はどうなりますか。	どちらも正常終了します。	3日BP:事項登録は必須ではありません。納税申告:事項登録は必須です。
5	令和元年9月30日以前に申告予定日を令和元年10月1日として内国消費税等種別コード「F2」を使用して輸入申告事項登録(IDA)を行った場合はどうなりますか。	輸入申告事項登録を行うことは可能ですが、令和元年10月1日の申告時にはエラーとなります。(令和元年9月30日以前に「F2」を使用して輸入申告(IDC)を行い、令和元年10月1日以降に輸入許可(納税)が行われた場合には正常終了します。)	
6	令和元年9月30日以前に消費税率引上げ後のコード「F3」「F4」を使用して輸入申告事項登録(IDA)を行った場合はどうなりますか。	「F3」及び「F4」は使用することはできず、エラーとなります。令和元年10月1日以降に事項登録または申告を行ってください。	
7	NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務において、同一申告内に複数の消費税率(F3、F4等)を一度に登録した場合はどうなりますか。	正常終了します。ただし、修正申告(更正請求)前又は修正申告(更正請求)後の同一欄内に複数の消費税率(F3、F4等)を登録した場合はエラーとなります。	
8	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務において、消費税率が8%(F2)と10%(F4)の申告を一度に登録した場合はどうなりますか。	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務においては、一つの税目について適用期間の異なる内国消費税等種別コードを一度に登録することはできず、エラーとなります。令和元年9月30日まで適用可能なコード「F2」と令和元年10月1日以降に適用可能なコード「F3/F4」を分けて、当該業務を行ってください。	
9	令和元年9月30日以前に消費税率引上げ後のコード「F3」「F4」を使用してインボイス・バックリングリスト仕分情報登録(IVB、IVB02)を行った場合はどうなりますか。	申告予定年月日が令和元年10月1日以降の場合は、「F3」「F4」を用いたインボイス・バックリングリスト仕分情報登録(IVB、IVB02)が令和元年9月26日から実施可能です。	
10	令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」を使用してインボイス・バックリングリスト仕分情報登録(IVB、IVB02)を行った場合はどうなりますか。	申告予定年月日が令和元年10月1日以降の場合は、令和元年9月26日以降に「F2」を用いて業務を実施するとエラーになります。	

<参考>内国消費税等種別コード

適用開始日	消費税(税率)	地方消費税		備考
		コード	税率	
平成9年4月1日	F1(4%)	A1	消費税額の25/100	
平成26年4月1日	F2(6.3%)	A2	消費税額の17/63	
令和元年10月1日	F3(6.24%)	A3	消費税額の22/78	軽減税率
	F4(7.8%)	A4	消費税額の22/78	標準税率